

令和5年度 スタートアップ支援業務 公募型プロポーザル実施要領

令和5年4月19日

静岡市 経済局 商工部 産業振興課

1 業務の目的

人口が減少し若い世代が就職のため東京圏へ転出している状況下において、本市の産業や経済が持続的に発展するためには、既存ビジネスの強化に加え、新たなビジネスや産業が生まれて成長する環境をつくることが不可欠である。

これまでの本市の創業・起業支援は、本市産業支援機関が中心となり、既存のビジネスモデルに対する創業支援資金などの融資制度や、事務所等の賃借料への助成支援といった内容が主流となっており、革新的な新しいビジネスモデルに対する支援策を講じていく必要がある。

このため、本市では新たに「スタートアップ支援」を実施することで、市内関係機関によるスタートアップの支援体制を形成し、革新的なアイデアや技術などをもつスタートアップを呼び込み、新たなビジネスが創出され成長する環境を整備することで、地域経済の活性化を図ることを目的とする。

2 業務の概要

(1) 業務名

令和5年度 経商産振委第19号 スタートアップ支援業務

(2) 業務内容

別紙「業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

(3) 業務期間

契約締結日から令和6年3月22日まで

(4) 見積上限額

21,000,000円（消費税額及び地方消費税額**10%を含む**）を見積金額の上限とする。

※ 仕様書記載の業務を実施するために必要な一切の経費を含む。

※ この金額は、契約時の予定価格を示すものではない。

※ 上限額を超えた者は失格とする。

3 参加資格

この企画提案に参加するためには、次の条件を全て満たしていることとする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 静岡市入札参加停止等措置要綱（平成31年4月1日施行）による入札参加停止の期間中でないこと。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）、破産法（平成16年法律第75号）に基づく再生又は破産等の手続を行っていない者であること。

(4) 静岡市暴力団排除条例（平成25年静岡市条例第11号）第2条第3号に掲げる暴力団員等、同条第2号に規定する暴力団員の配偶者（暴力団員と生計を一にする配偶者で、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。次項において同じ）及び暴力団員等と密接な関係

を有する者でないこと。

- (5) 地方公共団体によるスタートアップ支援業務の立ち上げ期における類似の業務実績があり、仕様書に合致した業務を確実に実施できる者であること。ただし、仕様書の一部業務において再委託することも可能とする。

4 実施スケジュール

内 容	期 間	注意事項
公募開始 (実施要領等の公開)	令和5年 4月19日(水)	産業振興課ホームページ上で 公開します。
質問受付期間	4月19日(水)から 4月24日(月)午後5時まで	質問票【様式4】を提出 ※詳細は「5」記載のとおり
企画提案書の提出 (提出書類等一式)	5月12日(金)午後5時まで	静岡市役所 清水庁舎まで持参 又は郵送 ※詳細は「6」記載のとおり
書類審査結果の通知 (実施した場合)	5月17日(水)午後5時まで	※詳細は「8(1)」記載のとおり
ヒアリング審査	5月23日(火)	※詳細は「8(2)」記載のとおり
審査結果の通知	5月25日(木)中	ヒアリング審査の参加者に 電話及び書面にて通知します (書面は後日送付)

※ 審査結果等についての問合せには回答しない。

※ 最終の審査結果の通知後、速やかに選定された業者と随意契約の手続きを行う。

5 質問受付及び回答方法について

本実施要領等の内容について不明な点がある場合は、「質問票」【様式4】に記載の上、提出すること。

(1) 提出方法

電子メールのみとし、電話及びファックスでの提出は受け付けない。

なお、質問メールのタイトルは「スタートアップ支援業務 質問票(業者名)」とすること。

(2) 提出先

静岡市産業振興課 E-mail : sangyoushinkou@city.shizuoka.lg.jp

(3) 受付期間

令和5年4月19日(水)から 4月24日(月)午後5時まで

(4) 回答方法

回答を作成し、4月26日(水)以降ホームページに掲載するとともに、各質問者あてメールにて回答する。

6 提出書類等

(1) 提出書類

①参加申込書【様式1】

②会社概要書【様式2】

③受託実績報告書【様式3】

④履歴事項全部証明書 ※コピー可

⑤貸借対照表、損益計算書（直近3年分） ※コピー可

⑥納税証明書（直近3か月以内のもの） ※コピー可

- ・国税：「法人税」及び「消費税及び地方消費税」について未納税額のない証明書
- ・市税：静岡市に納税義務がある場合は、法人市民税納税証明書と固定資産税納税証明書

⑦企画提案書 ※詳細は「7」記載のとおり

⑧参考見積書（様式任意）

- ・内訳を記載すること。
- ・見積上限額21,000,000円（税込）を超えないこと。

(2) 提出部数

上記(1)提出書類について、正本1部、副本8部を提出。

※ 企画提案書については、電子媒体（CD-R）も提出。

(3) 提出期限

令和5年5月12日（金）午後5時まで

(4) 提出方法

下記まで持参又は郵送により提出。（郵送の場合は書留郵便に限る。）

提出先：静岡市役所 清水庁舎5階 静岡市産業振興課 企業立地係

（〒424-8701 静岡市清水区旭町6番8号）

受付時間：月曜日から金曜日の午前9時から午後5時までの間（国民の祝日を除く）。

7 企画提案書について

(1) 企画提案を求める事項

企画提案書に記載すべき事項は、仕様書の内容を十分に踏まえ、本業務の達成に必要と考える取組や手法等を具体的に記載すること。

なお、記載に当たっては、「審査基準（別紙）」記載の「評価項目」に沿って提案書に記載すること。

(2) 書式等

- ① 用紙サイズはA4版を基本とし、それを超えるものはA4版の大きさに折り曲げること。
- ② 企画提案書のページ数に制限はないが、ヒアリング審査での説明時間（15分以内）で説明できるよう簡潔な内容とすること。
- ③ ファイルに綴じるなど、散逸しない形とすること。

(3) その他留意事項

- ① 参考見積書記載の金額の増額は不可能であることを了承の上、提案すること。
- ② 専門用語には注釈を付ける等、わかりやすい表現で記載すること。
- ③ 企画提案書の提出は、**1者につき1提案**とすること。
- ④ プロポーザルは受託候補者の特定を目的に実施するものであり、契約後の業務において必ずしも提案内容に沿って実施するものではありません。

8 審査及び審査項目について

(1) 書類審査について

① プロポーザル参加者が6者以上の場合は書類審査を実施し、書類審査を通過した提案についてのみ「ヒアリング審査」を実施する。

なお、プロポーザル参加者が5者以下の場合は書類審査を省略し、ヒアリング審査のみ実施する。

② 書類審査の実施結果等については、令和5年5月17日（水）午後5時までに通知する。

(2) ヒアリング審査について

①開催日

令和5年5月23日（火）（詳細な時間は、別途通知する。）

②開催場所

静岡市役所 清水庁舎 5階 53会議室（静岡市清水区旭町6番8号）

※ご案内しますので、清水庁舎5階 産業振興課へお声かけください。

③審査方法等

ア 市が設置する審査委員会における審査員によって、プロポーザル参加者から企画提案書等のヒアリングを行い、審査する。

イ 審査は、添付の「審査基準」に基づき、評価項目ごとに数値化して採点し、その採点結果に基づく順位を換算点として数値化した上で、その換算点数が最も高い事業者を本委託業務の契約予定者として選定する。

なお、最高得点が複数存在した場合は、審査項目ごとの順位付けで1位の評価を多く受けた者を選定する。1位の評価を受けた数が同じだった場合は、見積金額の低い者を選定する。見積金額も同じだった場合は、くじ引きで選定する。

ウ 提案者が1者であっても本プロポーザルは成立するものとするが、審査の結果、審査員の合計点数が7割未満の場合は、本業務の契約予定者として選定しない。

エ 審査会は非公開とする。

④説明方法等

ア 参加者は3名以内とする。

イ 説明方法は、提出期限までに提出した「企画提案書」及び企画提案書に基づいた「パワーポイント」等を用いて説明すること。

なお、モニター（端子はHDMI）は静岡市にて用意するため、パソコンを使用する場合は当日持参すること。

ウ 説明時間については15分以内、その後の質疑応答は10分程度とする。

エ ヒアリング内容は非公開とする。

オ オンラインでの説明も可能とする。

(3) 審査結果

①審査結果の通知

令和5年5月25日（木）中に、参加者全員に通知する。

②審査結果の公表

参加者名及び審査結果については、公開することができることとする。

9 失格条件

次の事項に該当する場合は失格とする。

- (1) 提出書類の不足、虚偽の記載があった場合
- (2) ヒアリング審査に参加しなかった場合
- (3) 審査の透明性、公平性を害する行為があった場合
- (4) その他、本実施要領に示された条件に適合しない場合

10 その他

- (1) 提出書類等は返却しない。
- (2) 提出書類作成、提出及び審査に要する一切の費用は、参加者の負担とする。
- (3) 提出期限以降における関係書類の差し替えや再提出は認めない。
- (4) 提出書類作成等のため本市から入手した資料等がある場合は、本市の了解なく使用及び公表することはできない。
- (5) 提出書類について本市は選定手続きに必要な範囲において複製することがある。
- (6) 提出書類は契約予定者選定の目的以外に使用しない。ただし、静岡市情報公開条例（平成15年4月1日条例第4号）第7条に基づき、開示請求があったときは、法人等の競争上又は事業運営上の地位を害すると認められるもの等不開示情報を除いて、開示請求者に開示する。

11 問合せ

静岡市 経済局 商工部 産業振興課 企業立地係

〒424-8701 静岡市清水区旭町6番8号（清水庁舎5階）

Tel 054-354-2407 Fax 054-354-2132

E-mail sangyoushinkou@city.shizuoka.lg.jp

スタートアップ支援業務 審査基準

評価項目		評価内容	配点	倍率	点数
基本事項	① 業務実施体制	・業務を適切かつ着実に実施できる企画運営能力、実績を持つ人員が配置されているか。	5点	×2	10点
	② 業務実施スケジュール	・効果的かつ適切なスケジュールとなっているか。	5点	×1	5点
	③ 類似事業実績	・類似業務の実績などから、業務を円滑に行うことが見込めるか。	5点	×1	5点
業務内容等	④-1 スタートアップ支援の機運醸成及び環境整備業務（スタートアップ・エコシステムの構築に向けたコミュニティの形成）	・機運醸成に効果的な説明会等を実施し、コミュニティの形成を見込める内容となっているか。	5点	×2	10点
	④-2（コミュニティの活性化）	・コミュニティの活性化を図る効果的な内容となっているか。	5点	×2	10点
	⑤-1 スタートアップへの伴走支援業務（有望なスタートアップの発掘及び選抜）	・有望なスタートアップを発掘及び選抜するための効果的な仕掛けがなされているか。	5点	×3	15点
	⑤-2（成長支援プログラムの企画・実施）	・選抜したスタートアップの成長が見込めるプログラムとなっているか。	5点	×3	15点
	⑤-3（成果発表会の開催）	・効果的な周知・集客方法を用いて、広く情報発信を行うことができ、有益な支援者とスタートアップが繋がることが見込まれる実施内容となっているか。	5点	×3	15点
	⑥ 情報発信業務	・魅力的な専用ホームページにより、効果的な情報発信ができる工夫がされているか。	5点	×2	10点
	⑦ 今後の本市におけるスタートアップの支援方策に関する提案業務	・スタートアップ支援の方策等の提案を見込める内容となっているか。	5点	×1	5点
合計					100点